

て私どもにも考えがありますので、少し述べておきたいと思うんですが、だからといって私は、各自治体の給与はどうであつてもいいということを主張をしておるのでない。大臣もしばしば、今までにありました。今日自治体をめぐる環境が厳しいと。それに正当性があるかどうかわからぬが、非難にもさらされておるということをも確かです。そういう状況下で地方自治を定着させようあるいは分権自治を一層進めようと、努力をしておる者にとっては、そういう状況であればあるだけに、やっぱり幅の広い国民的な合意を形成して、盤石な基礎を築いていかなければならぬという認識は私も持つわけです。

自治省が指導、助言の立場に立って、そういう地方財政ないし自治体が置かれておる状況を注視をしよう、直視をしようということで強い注意の喚起を求めるとは、これは私は否定をいたしません。また、それぐらいの見識を示してもいいだろうと思います。そういう意味で、大臣なかなか飾りのない言葉で、本当はこんな個々の給与の高いとか低いとか重箱の隅っこをつづくようなあげつらうことはしたくないんだが、しかし全体の中のごく一部にそういう指摘をされる面があると一部が全体のようにみなされてしまつて、こういう時期に分権自治を進めようという障害になると、いうような意見も述べておられますし、そういう意味で、私もその気持ちちは了とするということは申し上げておきたい。ですので、今日の自治体給与問題というのは、本質的な給与のあり方がどうだとか、給与はどういう性格であるべきだとか、財政はどうとかいうものとはちょっと外れたところで、もうちょっと大きい、何か全体の外圧をこうみんなして何とかするかというふうなレベル、マクロのレベルで論議をされている。だから私は、そういうのは政治の領域の問題なんだなどいう理解もしているわけです。

これは自治労の丸山委員長が臨調の委員なんかしておりまして、そこでしばしば聞かしてもらつ

たんですが、特にああいう財界の諸君とか、えた
いの知れぬ諸君のところで分権自治を説いても確
かになかなか面倒だ、手取り早くわかりやすく
退職金が高いとか、こういうふうなことで押さえ
込まれるという苦衷を述べておったことも私もよ
く承知をしておりますが、だから、本質的なこと
から外れたところで自治の基盤が揺さぶられると
いうことについては、私もしさか焦燥感を感じ
ておるわけです。ですから、そういうちよつと次
元の違う攻撃を受けておるわけであつて、例えは
皆さんが躍起になつて、いるように一部の自治体の
給与を是正したところで、今度はまた次の材料を
探して、地方財政ないし地方自治が次の第二の攻
撃にさらされる。言葉は悪いが、敵はあらゆるす
きをねらつておるという意味では、一つ直すとま
た次を探すという、そういうこともあるわけなん
です。

たから、皆さんが山を見ないで木はかり見ておけたのじや、本当の意味での今日の自治体問題の解決はつかぬのじやないかというような気持ちがあります。だから、そういうときこそういう個別の給与の問題の対応だけで本当に地方分権なり地方自治の推進に対応できるのかどうなのか。一城を落として次の一城をねらわれるという、そういう気持ちも私にはないわけではないという点は申し上げて、大臣はしばしば何とかここで防ごうということになりますが、見当違ひな防ぎ方にならぬようにこれは注文を申し上げておきたいわけであります。

そこで、時間もあれですが、私は、基本的には給与条項等を盛り込んだ地方債の許可方針に賛意表しません。賛意表しませんが、権限のある皆さんができると言つたのだから、ぐずぐず言つたってについて注文をといいますか、具体的に二、三伺つております。

— 7 —

○志苦裕君 この条項が適用されることがある場合には、本委員会でもしばしば大臣から、こういふことをえて持ち出して警鐘乱打しなければならない、注意を喚起しなければならない状況について理解してくれといふ趣旨のいろいろ答弁がございましたが、私はその限りにおいて了承したというのを先ほど申し上げましたが、その答弁の趣旨にのつとて、当然に乱用もない、報復もない、偏見も持たないということなんですか。合理的かつなるほどないう物差しで処理をされる、恣意や乱用、ましてや便乗とかそういうことにわたることは絶対にない、それから、また年度の途中で余計なことを言い出して自治体の行政執行にも随分不便を來すというようなことでもあってはいかぬわけでありまして、その点についてもひとつ十分な配慮を求めておきたい。

○國務大臣(田川誠一君) 給与問題に財政が関与たというのは、一般的に言うと、制限条項が拡大強化されたという印象に通するという懸念もありますので、ここでの答弁は、改めて拡大強化されは本来の趣旨を持っておるわけであって、その基本がいささかも変更されたものでもないということのかどうなのかをまず確認をしておきたい。

○國務大臣(田川誠一君) 結論から申し上げますと、基本には何ら変化はございません。

地方債許可方針に基づき、從来から、許可に際して地方団体の財政状況の判断要素の一つとして給与の状況を勘案することができたものであります。が、五十九年度から許可方針上いわゆる給与条項を設けた趣旨は、その取り扱いをあらかじめ明確に示すことにあります。これは、五十八年度の許可に当たりまして当該団体の給与の状況を勘案した取り扱いと基本的な考え方は同一であります。して、許可制度の基本には何ら変更がないものでございます。

○志苦裕君 この条項が適用されることがある場合には、本委員会でもしばしば大臣から、こういふことをえて持ち出して警鐘乱打しなければならない、注意を喚起しなければならない状況について理解してくれといふ趣旨のいろいろ答弁がございましたが、私はその限りにおいて了承したといふことを先ほど申し上げましたが、その答弁の趣旨にのつとて、当然に乱用もない、報復もない、偏見も持たないということなんですか。合理的かつなるほどないう物差しで処理をされる、恣意や乱用、ましてや便乗とかそういうことにわたることは絶対にない、それから、また年度の途中で余計なことを言い出して自治体の行政執行にも随分不便を來すというようなことでもあってはいかぬわけでありまして、その点についてもひとつ十分な配慮を求めておきたい。

○國務大臣(田川誠一君) 給与問題に財政が関与

えでおりまして、地方債発行の許可額の抑制等を行ふ場合には、恣意的な取り扱いにわたるような運営を行わないことは言うまでもありませんが、各団体の財政状況の判断要素の一つとして給与の状況を勘案することの性格上、画一的な処理にはなじみにくいことについては御理解をお願いいたしたいのでございます。

なお、地方団体の計画的な財政執行については十分配慮をしてまいりたいと存しております。

○志苦裕君 大臣、今のお言葉にもありましたように、画一的な物差しで、どういう財政事情にないで、私はやれと言つてゐんじゃないのです。自治体は三千三百の団体の集まりで、それぞれの表情や顔や実情を持っているんですから、そういう意味では一つの物差しという意味を言つてゐるんじゃないので、団体によつて取り扱いを変えるなどいうことを言つてゐるわけなんで、その点は誤解のないようにしておいてもらいたい。

第三に、この条項の対象となる団体、これがなかなかわからいくんですけど、この間の財政局長の答弁、あるいはまた、佐藤委員と公務員部長とでラスのやりとり等もありましたが、私の理解としては、一応枠組みとしては、五十六年給与適正化通達といいますか、による是正団体といふですか、対象団体の範囲内であるというふうに受けとめましたが、そういう理解かどうか。さらに給与その他の健全化に努力をして、工夫もしておる団体もあるわけですから、そういうものについては正當に、積極的に評価をしていくよう求めたいと思いますが、よろしくうございますか。

○国務大臣(田川誠一君) 紙与条項の具体的な運用につきましては、現在検討をしておりますが、いずれにしても今後の給与適正化の状況を見ながら、紙与条項が設けられた趣旨等を踏まえて慎重に運営をしていく考えでございます。

五十九年度の運用といたしましては、例えば給与に係る個別指導団体では正措置を十分に講じてない団体がこれに該当すると考えております。

— 1 —

また、当該団体の努力を評価するに当たりましては、当該団体の給与水準、給与の制度、運用の状況等を考慮する考えであります。いすれにしても、これまでに不適正な給与制度、運用について効果的な是正を行つた団体については評価をしてまいりたいと思っております。

○志苦裕君 以上、基本的な諸点、具体的な運用にかかわつて三点ばかりの確認を求めましたが、実は自治省は、都道府県及び指定都市、それを直接の対象にして、その他の市町村については都道府県を通じて指導、助言、周知徹底を図つておることを基本にしておるのですが、今いろいろと答弁のあつた点について一部不満の点もあるが、大臣の意のあるところを、これはやっぱり都道府県の当局者にも周知徹底を図つていく。私どもの得ておる情報というものは、中には随分物わかりの悪い自治体当局もおる。自治体当局といふよりは所管の窓口の役所のことと言はんでしょうが、あるいはこの機会だということで、まあ役人にはちょいちょいですね、トラの威をかりてつまらぬことをするの。そういう意味での便乗行為とかいうようなものも頻々と聞くのは非常に不愉快です。したがつて、そういう便乗やそういうことがまた出ないよう、これもまた十分指導、助言をしてもらいたい。この点いかがですか。

○国務大臣(田川誠一君) 今回のいわゆる給与条項の趣旨につきましては、説明会などを通じまして各都道府県にもその周知徹底を図つているところでございまして、今後ともこの条項の適切な運営がなされ、乱用に流れるとのないよう指導をしてまいる所存でございます。

○原田立君 地方財政の厳しい状況下にあることは、本委員会でも各委員からも指摘されてきたところであります。自治省が三月二十七日に提出した五十七年度白書でも地方借金財政がますます強まつてきることを報告しております。具体的には、五十七年度の借金だけでも四兆六千八百億円、累積では四十五兆一千七百億円までふくれ上がりつてゐるわけですが、さらに五十八、五

十九年度と借金財政は強まる一方であります。まだ五十八年は決算が出ているわけではありませんからあれですけれども、およそ計算されるところによると、やはり單年度四兆七千億円、累積約五十兆円、こういうふうにまで言われておりますが、「地方財政参考試算」を自治省では出しておりますけれども、「中期展望」からも、いつの段階で収支均衡がとれるのか、この点がまだはつきりいたしておりません。

自治省としては、いつの段階で収支均衡、財源不足からの脱却を予測できると考えておられるのが明らかにしてもらいたい。

○國務大臣(田川誠一君) 地方財政の健全化と申しますのは、収支均衡の状況から脱却をして、そうして今後の地方債及び交付税特会借入金の償還に対応できるような健全な財政構造を確立していくということにあると思いますけれども、そうした状況が果たしていつごろ来るかということですが、これについては今後の我が国の経済情勢あるいは国の予算の動向等が大変流動的でございまして、今の段階で、果たしていつごろになるかというようなことはなかなか申しにくいことであるのでございまして、ひとつこの点は御理解をしていただきたいのでございます。

○原田立君 借金体質からの脱却とあわせて地方財政の再建について中長期的対策がまだはつきりしておりませんが、いかなるプロセスで進めていくのか、その概要だけでも明らかにしてもらいたい。というのは、今回とられた措置が、毎々私議論しているんですけれども、急激にがくっと制度改革をしているものですから、その余波で地方団体があおりを食っちゃつて混乱を起こしている。そういうのじゃなくて、やっぱり漸進的に改革していくようなことがしかるべきではないか。だから、今度決めちゃつたんですからこれはどうしようもないとして、それなら、それに対してどういう緩和策を講じていくかというようなこともありますけれども、混亂するんじやないかと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(石原信龍君) 五十九年度の地方財政対策におきまして、特会借入方式を廃止して、新たに一般会計との間の特例措置方式に切りかえたわけでございますが、もちろんこのような切りかえをする背景として、地方財政を取り巻く環境に従来と比べて変化があつたという事情がござります。五十八年度の場合には、御案内のように交付税総額が一兆円以上も前年対比で減つてしまつた、地方税の方も前年対比で減つたと、こういう状況のもとでありますので、一兆八千億円を超える交付税特会の借り入れをしなければどうにもならなかつたわけであります。五十九年度の場合には、前年対比で見ますといふと状況がかなり変わつた、こういうことを背景に、この機会に交付税特会の借り入れをやめる、借り入れからの脱却を図つたわけでございます。したがつて、各地方団体の財政運営にこの交付税特会の借り入れによるショックがストレートに及ぶようなことのないような配慮はしたつもりでございます。

そこで、これから新しい方式をベースにいたしまして地方財政の再建を図つていくわけであります。が、どのようなプロセスで、どのような手段でこれを進めていくかというお尋ねであろうかと思ひます。やはり今の國、地方を通ずる財政状況の中で、かつ政府は現在増税をしないで財政再建を達成する、こういう基本方針を掲げておりますので、当面は歳出の抑制に全力を傾けていかざるを得ないと思ひます。しかし中長期的には、やはり国、地方を通しまして国と地方との間の事務の再配分、これに関連する財源の再配分、税源の再配分あるいは補助金制度の見直し、こういったことが必要である。そういう事務配分並びに財源配分の見直しを通じて基本的な地方財政の立て直しを図つていかなければならぬ、このように考えております。

○原田立著 地方財政が今日のような借金体質に落ち込んだ理由は、申すまでもなく長期にわたる景気の停滞による収支の伸び悩みなどが最大の要因とされておりますが、経企庁長官は、景気の回復は少しずつあらわれつつあるが、まだまだこれは本格的な回復はこれからだというふうなことを言っておりますし、また思い切った景気浮揚策を打ち出す絶好のチャンスだ、そのためには公共事業の前倒しだけでは不十分で、大幅な所得税減税、投資減税などの思い切った景気対策が必要だと、こういうふうな意見を表明しております。やっぱり収支の増加を図っていくには景気の浮揚を図らなければいけない。本当にそうだと思うんでありますけれども、経企庁長官はそう言っておられる。この前、竹下大蔵大臣は、それはそれなりの考え方であると、こういうふうなことだけ言って答弁逃げちゃつたけれども、自治大臣も閣僚の一員として景気浮揚に対するお考えがあると思うんで、御所見をお伺いしておきます。

四

にも限度がある、そういうことで、なかなかこれは難しい問題でございまして、今申し上げたようなことがここで私から申し上げられる限界であるということを御理解していただきたいと思います。

○原田立君 今回の改正に伴い、財源不足対策として建設地方債が八〇%、残り二〇%を特例措置で補てんすることにしておりますが、建設地方債といえども借金でありますし、このような特例措置で急場をしのいだ理由がどうもはつきりしない。一方では地方債を、借金体質をなくすと言つておりますながら、片一方では建設地方債をこのように高い率で出そうとしている。これはまた一説によると、財政局長は地方の要請でこういうふうにしたんだというふうなことを何か答弁で聞いたような気がしますけれども、本当にそうだったのかどうか明らかにしてもらいたいと思うし、また六十年度については本年度と同様な対応でいくのか、それについてもあわせお伺いしたい。

○政府委員(石原信雄君) 五十九年度の地方財政

対策を決めるに当たりまして、先生御指摘のようないいきましても、私どもは相なるべくんば、この地方債による分をなるべく下げたい、交付税の特例措置分となるべく大きくしたいという基本の考え方で折衝を行いました。で、建設地方債を活用することにつきまして地方の要請があつたからという答弁は私はしたつもりはございません。ただ、この点は全体として、地方財政全体の立場からは、当然地方六団体とも、地方債への依存は引き下げるべきだ、その方が望ましいと、こういう考え方では私どもと意見は違いません。しかし、地方団体の中でもいわゆる事業部門、例えば農林関係ですか建設関係とか、こういう事業部門を担当する人たちは、建設地方債の方が自分の事業の予算化がしやすいというお考えを持っておりまして、率直な話、いわゆる財源対策債を引き下げようということについては、まだ引き下げないでほ

しいという要望が私どもの方に来ております。その事業部門ごとの団体がそういう要望を持つてき

ておりますが、その都度私どもは、自治省が建設地方債に依存しているのは、残念ながらそうしてお話しをしていますが、その都度私どもは、自治省が建設

のあり方にしましても、私どもは基本的にこの

建設地方債への依存は少しでも下げていきたいと

いう気持ちであります。ただ、これまで御答弁申し上げましたように、今の国、地方を通ずる財政環境のもとで建設地方債の活用を一切やめてし

まう、財源不足をすべて交付税の特例措置で補てんするということは現実問題としてなかなか難し

い。ですから、ある程度建設地方債の活用は考

えていかざるを得ない。しかし、その場合においても建設地方債の活用の範囲はなるべく抑えていき

たい、地方債への依存となるべく下げていきた

い。ですから、このように考えております。

○原田立君 私は、余り建設地方債ない方がいいんじやないかというふうなことも言いましたけれども、また逆の反面で、大いに活用することも地

方財政の面からいければ必要なんじゃないかという意見も実は持っているわけです。だから、ぎゅつ

と押さえ込んでやうということはよくないけれども、余り緩やかにするのもよくない。やっぱり適切なリードというのは必要だらうという意味のこととを、私の思っていることを申し添えておきま

す。

○原田立君 私は、余り建設地方債ない方がいいんじやないかというふうなことも言いましたけれども、また逆の反面で、大いに活用することも地

方財政の面からいければ必要なんじゃないかという意見も実は持っているわけです。だから、ぎゅつ

と押さえ込んでやうということはよくないけれども、余り緩やかにするのもよくない。やっぱり適

切なリードというのには必要だらうという意味のこととを、私の思っていることを申し添えておきま

す。

○政府委員(石原信雄君) 今回の改正に伴う措置は、地方交付税法第六条

の三の二項の制度改正であるということを大蔵省

の主計局次長は明言しておりますけれども、残念ながら、今の財政状況のもとではそういう本則による

改正によって、地方財源の不足が生じないような

姿にでき得べくんばそうちたいという気持ちは常

に持つてゐるわけでありますけれども、残念ながら、今の財政状況のもとではそういう本則による

恒久的な改正ができない。そこで、やむなく附則

によりまして、当面の地方財政の運営に支障なき

よう必要な制度改正をお願いしているわけでござ

ります。

なお、今回御提案申し上げております一般会計

と交付税会計との間の特例措置、これによつて交

付税の安定的確保を図る、この方式につきまして

は、五十九年度の現時点の財政環境、こういった

ような状況が続く限りはこの方式でいきたいと、

こういう意味でございまして、「原則として」とい

うのは、要するにこういうような状態のもとで

は、かつてのような交付税特会の借り入れという

ようなことはしない、この方式でいくんだという

ことを自治、大蔵両大臣の間で確認していただきたいものでございます。

○政府委員(石原信雄君) まず利子の金額でござ

いますが、現在の利率で計算いたしますと、地方

が交付税会計の負担として残りました五兆六千九

百億円の借入金に対して、平年度で四千億程度の

金額になります。ただ、五十九年度につきまして

は一般会計からのいわゆる先行繰り入れ、国税

の三税の収入が入るベースよりも少し早目に一般

会計の負担で資金を交付税会計に入れていただけ

かかる利子を五十九年度については三千六百億円

程度にとどめる。こういう扱いをいたしております。六十年度以降は、この元本が残る限りはそのときどきの利率でもって利子が決まってくるわけありますけれども、今の利率を前提にしますと、やはり四千億程度が予想されます。そこで、この利子を本来の国税三税の三二%相当額の法定額から差し引くということにいたしているわけありますけれども、その結果として五十九年度の場合も、現実に地方公共団体に配分される交付税の額が三二%を下回るという事態になつておることは御承知のとおりであります。このようなことにつきましては、私どもも予算折衝の過程では何とか回避したいということで論議をしたわけですが、國の大変な財政状況のもとで、結局これまで交付税をいわば先に使わしていただいた、交付税の本來の額に、交付税特会が借金をして、いわゆる先にこれを使った、その利子負担として地方の交付税特会の負担分に見合う利子についてはやむを得ぬということで決着せざるを得なかつたわけであります。

にないということになれば、歳出規模を圧縮する以外にないということにならざるを得ぬと思ふんだけれども、この辺、財政局長はどういうふうに見ておられますか。

そこで、これは大臣にお聞きしたいんですけどね
てくるというような状況になってしまいますと、ますます地方自治といふものが形骸化されてくるというふうに思うんです。

御報告いたします。
本日、上田総君が委員を辞任され、その補欠として板垣正君が選任されました。

一部には、惰性的な意味で依存心というものもある全然ないとは言えないと思います。しかし、そういう制度全般については、これからも関係委員会をを通して、ひとつ根本的に検討をしていかなければ

○政府委員(石原信雄君)　これまでたびたび御答弁申し上げておりますように、政府の基本的な方針が増税をしないで今の財政状態から脱却したい、財政收支の均衡を回復しなければならない

ども、従来こうやつてだんだん攻撃されてきていたんですが、その前にいつも、来年は負けぬと頑張つてほしいと言うと、歴代の自治大臣は、断固として頑張りますと言つてこられたんだだけれど

○神谷信之助君 最後にになりますが、これも大百姓にお伺いいたしますが、この間の参考人の意見を聞いておりましたら、依存体質、甘えの構造とい

れはならない重要な問題である、このように考え
ております。

いまして、経済情勢がよくなつて税の自然増収が大幅に伸びてくれれば、これは一番ありがたいわけですがけれども、そうでない限りは増税はしないという大方針でありますから、勢い歳出の見直し、歳出の抑制という方に努力の重点が移らざるを得ないと思います。そういった意味で、地方財源の不足額を圧縮する目的で歳出を抑えるというではなくて、今の國の大方針として、増税をしないで財政の健全性を回復すると、そういう大方針のもとに國、地方を通じて歳出を極力見直していく、抑制していくと、こういう方針がとられる以上は、地方歳出につきましても、やはりある程度歳出抑制努力というのはこれからもせざるを得ないと 思います。

ではさらに一層厳しい。これは大臣いつもおつしやっているように厳しい状況の中で、例えばこの地方自治の理念を堅持をするというものをしっかりと持つてないと、財政上の現実からそれが踏みにじられるという結果になりかねない。この点についてのひとつ見解を聞いておきたいと思います。

○国務大臣(田川誠一君) 地方財政の現状は今後も相当厳しい状態が予想されることはもう御承知のとおりでございまして、そうした状況の中での国民の要請にこたえていくには、いろいろ言わわれている行政改革を徹底して、機構の縮小もある程度やらなければならぬ、歳出の規模もなるべく少なくしてやっていく努力をしなければなりません。しかし一方、地域の社会構造がだんだん変わ

ただし、私どもはその際ににおいても、法令の規定その他によりまして地方公共団体が住民に対して負つておる責務というものがありますこの責務を遂行するに足る必要な財源、必要な財政需要、これは何としても確保していくなければならぬい、そういう基本の考え方でこれから取り組んで

つてきておりまして、国民の皆さん行政需要は質的に、内容的に変わつておなりまして、そういう意味から地方団体の果たす役割というものは大変重要なものがあると思うんです。

そういうことを考えますと、これから地方団体がこの新しい社会構造の変わり方に伴つて果たしある重要な役割を果すことは、必ずしも間違いないと私は思つてゐます。

いきたいと思っております。
○神谷信之助君 行財政改革という看板で、次々と今までの財政制度あるいは行政制度そのものに根本的な見直しをやって、国民が積み上げてきたいろんな諸制度も崩されてきてるという、そういう臨調路線の遂行を通じて、地方自治に対しても同じような状況が私ね起こってきていると思

ていかなければならぬ地方団体の役割に即応するような、やはり財政措置というものを考えていかなければならぬ。そういう意味から、地方団体の果たす役割の上に必要な財源措置というものはどうしてもこれは確保していく、こういう決意のもとにこれからもやってまいるつもりでござります。

う。このあらわれの一つは、この間、国保税の問題でも少し具体的に提起をしたわけでありますけれども、この上に留保財源までずっと切り込まれ

○委員長(大河原太一郎君) 委員の異動について

第二部 地方行政委員會會議錄第十四號

た交付税特別会計における借り入れをやめることは、確かに國、地方の責任区分を明らかにすることです。しかし最も大切な借金政策をやめるための条件、すなわち地方交付税法第六条の三第二項に言う措置が全く顧みられなかつたことは、地方財政の存立基盤をますます危うくする結果となつてゐるのです。

第二は、特例措置の内容と既往の借入金負担の問題であります。政府は、特例措置を盛んに制度の改正と強調しておりますが、その実態たるや、既往の利差臨特、地域臨特、財対臨特を單に債きかえたものにすぎません。従来、國が交付することを約束していたこれらの臨時特例交付金を衣がえただけの、むしろ著しく後退した措置をもつて制度の改正などと強調することは、地方財政を甚だしく軽視するものと言わざるを得ません。

第三は、交付税特別会計における既往の借入金の折半問題であります。十一兆五千二百億円について、国五兆八千三百億円、地方五兆六千九百億円と、それぞれ折半することとしておりますが、これら借入金は、昭和五十年度以降の地方財政策において、本来國が措置すべきものであったことは断じて容認し得るものではありません。にもかかわらず、今回、地方財政自立の美名のもとにこれを折半し、三千六百三十八億円の利子負担を地方に押しつけることは言うまでもありません。にもかかわらず、今まで維持されていいるとはいえ、こうした措置によって実質〇・七%切り下げられた結果を生んでいます。されば、本年度の特例措置は、いかに特例措置に倣しないものであるかを明らかにしておるのであります。

第四は、財源不足の補てん方法と健全化の問題であります。一兆五千百億円の不足額について、その根柢がないままに一兆二千五百一億円の財源対策で約八〇%を補てんしたことは、従来の措置を全く無視したやり方であります。周知のようになります。これまでおおむね五対五程度であり、これが一気に二対八と後退したことは、健全化のため

に交付税特別会計における借り入れをやめたと言は、確かに國、地方の責任区分を明らかにする意味を持つことではあります。借款政策をやめるための条件、すなわち地方交付税法第六条の三第二項に言う措置が全く顧みられなかつたことは、地方財政の存立基盤をますます危うくする結果となつてゐるのです。

第二は、特例措置の内容と既往の借入金負担の問題であります。政府は、特例措置を盛んに制度の改正と強調しておりますが、その実態たるや、既往の利差臨特、地域臨特、財対臨特を單に債きかえたものにすぎません。従来、國が交付することを約束していたこれらの臨時特例交付金を衣がえただけの、むしろ著しく後退した措置をもつて制度の改正などと強調することは、地方財政を甚だしく軽視するものと言わざるを得ません。

第三は、交付税特別会計における既往の借入金の折半問題であります。十一兆五千二百億円について、国五兆八千三百億円、地方五兆六千九百億円と、それぞれ折半することとしておりますが、これら借入金は、昭和五十年度以降の地方財政策において、本来國が措置すべきものであったことは断じて容認し得るものではありません。にもかかわらず、今回、地方財政自立の美名のもとにこれを折半し、三千六百三十八億円の利子負担を地方に押しつけることは言うまでもありません。にもかかわらず、今まで維持されていいるとはいえ、こうした措置によって実質〇・七%切り下げられた結果を生んでいます。されば、本年度の特例措置は、いかに特例措置に倣しないものであるかを明らかにしておのであります。

第四は、財源不足の補てん方法と健全化の問題であります。一兆五千百億円の不足額について、その根柢がないままに一兆二千五百一億円の財源対策で約八〇%を補てんしたことは、従来の措置を全く無視したやり方であります。周知のようになります。これまでおおむね五対五程度であり、これが一気に二対八と後退したことは、健全化のため

に交付税特別会計における借り入れをやめたと言は、確かに國、地方の責任区分を明らかにする意味を持つことではあります。借款政策をやめるための条件、すなわち地方交付税法第六条の三第二項に言う措置が全く顧みられなかつたことは、地方財政の存立基盤をますます危うくする結果となつてゐるのです。

第二は、特例措置の内容と既往の借入金負担の問題であります。政府は、特例措置を盛んに制度の改正と強調しておりますが、その実態たるや、既往の利差臨特、地域臨特、財対臨特を單に債きかえたものにすぎません。従来、國が交付することを約束していたこれらの臨時特例交付金を衣がえただけの、むしろ著しく後退した措置をもつて制度の改正などと強調することは、地方財政を甚だしく軽視するものと言わざるを得ません。

第三は、交付税特別会計における既往の借入金の折半問題であります。十一兆五千二百億円について、国五兆八千三百億円、地方五兆六千九百億円と、それぞれ折半することとしておりますが、これら借入金は、昭和五十年度以降の地方財政策において、本来國が措置すべきものであったことは断じて容認し得るものではありません。にもかかわらず、今回、地方財政自立の美名のもとにこれを折半し、三千六百三十八億円の利子負担を地方に押しつけることは言うまでもありません。にもかかわらず、今まで維持されていいるとはいえ、こうした措置によって実質〇・七%切り下げられた結果を生んでいます。されば、本年度の特例措置は、いかに特例措置に倣しないものであるかを明らかにしておのであります。

第四は、財源不足の補てん方法と健全化の問題であります。一兆五千百億円の不足額について、その根柢がないままに一兆二千五百一億円の財源対策で約八〇%を補てんしたことは、従来の措置を全く無視したやり方であります。周知のようになります。これまでおおむね五対五程度であり、これが一気に二対八と後退したことは、健全化のため

に交付税特別会計における借り入れをやめたと言は、確かに國、地方の責任区分を明らかにする意味を持つことではあります。借款政策をやめるための条件、すなわち地方交付税法第六条の三第二項に言う措置が全く顧みられなかつたことは、地方財政の存立基盤をますます危うくする結果となつてゐるのです。

第二は、特例措置の内容と既往の借入金負担の問題であります。政府は、特例措置を盛んに制度の改正と強調しておりますが、その実態たるや、既往の利差臨特、地域臨特、財対臨特を單に債きかえたものにすぎません。従来、國が交付することを約束していたこれらの臨時特例交付金を衣がえただけの、むしろ著しく後退した措置をもつて制度の改正などと強調することは、地方財政を甚だしく軽視するものと言わざるを得ません。

第三は、交付税特別会計における既往の借入金の折半問題であります。十一兆五千二百億円について、国五兆八千三百億円、地方五兆六千九百億円と、それぞれ折半することとしておりますが、これら借入金は、昭和五十年度以降の地方財政策において、本来國が措置すべきものであったことは断じて容認し得るものではありません。にもかかわらず、今回、地方財政自立の美名のもとにこれを折半し、三千六百三十八億円の利子負担を地方に押しつけることは言うまでもありません。にもかかわらず、今まで維持されていいるとはいえ、こうした措置によって実質〇・七%切り下げられた結果を生んでいます。されば、本年度の特例措置は、いかに特例措置に倣しないものであるかを明らかにしておのであります。

第四は、財源不足の補てん方法と健全化の問題であります。一兆五千百億円の不足額について、その根柢がないままに一兆二千五百一億円の財源対策で約八〇%を補てんしたことは、従来の措置を全く無視したやり方であります。周知のようになります。これまでおおむね五対五程度であり、これが一気に二対八と後退したことは、健全化のため

るばかりでなく、単なる借金の後年度送りではあります。

第四点として、制度改正についてであります。地方交付税法第六条第一項には「百分の三十二をもつて交付税とする」と、また第六条の三第二項では「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き」また「著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする」とあります。自治、大蔵両省とも今回の改正は第六条の三第二項の「制度の改正」であると明言しております。もし制度改正であるとするならば、緊急避難的な特例措置で処理するのではなく、法律の本文において処理すべきであります。特例措置では、その年度の財政事情で変更することになるではありませんか。そのい例が今回の特別会計からの借入金に伴う利子負担でも明らかであります。

第五点として、国の負担すべきものまで地方に転嫁を強めていることであります。具体的には、児童扶養手当給付金の二〇%地方負担、医療制度改革に対する国庫補助率の引き下げなど、地方財政のしわ寄せがますます強くなるばかりであります。その最たるもののがさきに指摘した特別会計からの借入金に係る利子負担を地方に強要していることでも明らかであります。

以上、私は五点について指摘しまして、その反対の態度を強く表明し、私の討論を終わります。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する討論を行ふものであります。

反対理由の第一は、財源不足の補てん対策として行われてきた従来の交付税特別会計の借り入れをやめ、それにかえて、いわゆる特例措置を導入するとしていることであります。

この特例措置とは、基本的には法定税率の三二%以上に国は一円も上積みするものではないことがこの委員会審議でも明らかになりました。この

ことは五十九年度の地方財政対策で、一兆五千百億円の財源不足に対し、その大半を占める一兆一千五十一億円を地方自治体の借金である財源対策債で賄い、国は利差臨特など、既往の取り決めにより自動的に負担せざるを得ない臨時特例交付金を除けば、特例措置としてわずか三百億円しか計算せず、それも六十六、六十七年度の交付税の先取りにすぎず、将来、精算させられるものであることを見ても明らかではありませんか。ちなみに五十八年度について見れば、三兆三千億円の財源不足に対し、国は借入金とはいえ、一兆八千九百億円の額を三二%に上積みしており、その二分の一、約一兆円は国の責任で穴埋めをしたのであります。今回の措置は、まさに国の財源保障の責任を放棄する以外の何物でもないのであります。

我が党は、從来の財源不足の約半分は交付税特会の借り入れで補い、この借入金の二分の一とその利子だけは全額国が負担するという、いわゆる二分の一ルールについては国の財源保障を規定した地方交付税法第六条の三第二項の制度の改正ましては税率の変更を回避する糊塗策にほかならないとして厳しく批判してきました。ところが、今回より得るとして年度間調整をも制度化するなど、従来の曲がりなりにも国の責任を前提としてきたことを指摘せざるを得ないのであります。

自ら投げ捨て、その上、加算だけでなく減額もされたり投げ捨てるなどして年度間調整をも制度化するなど、従来の曲がりなりにも国の責任を前提としてきたことを指摘せざるを得ないのであります。

自ら投げ捨て、その上、加算だけでなく減額もされたり投げ捨てるなどして年度間調整をも制度化するなど、従来の曲がりなりにも国の責任を前提としてきたことを指摘せざるを得ないのであります。

第三に、こうした地方財政対策に対する国の責任の放棄の結果は、国の恣意的な財政需要の抑制、すなわち歳出の抑制と公債費比率の増大をもたらし、住民要求にこたえる自治体行政の遂行を一層困難にすることになります。

それは、標準行政と称する低水準行政の押しつけ、選択と負担、国民の自立自助に藉口した臨調行政改革路線の具体化であり、実質的な地方自治のじゅうりんを招くものにはなりません。このような路線は、地方財政の再建を保障するものではないことは極めて明らかであります。

眞に地方自治を保障する道は、地方交付税率の引き上げ、国と地方の機能分担に応じた税財源の再分配と大企業優遇税制の是正、地方独自の上乗せ福祉や地方公務員給与に対する國の不当な干渉のとりやめにはならないことを指摘して、私の反対討論を終わります。

○小西博行君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となつております地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行ふものであります。

地方財政は、昭和五十年度以来、毎年三兆円前後の巨額の財源不足が続いている状態にあります。地方財政のこのよだんな状況は、政府も認めているように、地方交付税法第六条の三、第二項の規定に明らかに該当する事態となつております。

かかるに政府は、この規定に基づいて地方税財政制度の改革あるいは地方交付税率の見直しといつた抜本的改革を行はず、資金運用部からの借り入れ

れ、財源対策債の発行といったその場のときの対策に終始してきたのであります。その結果、借入金残高十一兆五千二百億円、地方債残高四兆五千四百二十億円という地方財政の借金財政化を推し進め、危機を深めてきたのであります。その責任はまさに政府にあります。

次に、地方財政の財源不足に対応するため資金運用部から借り入れていた従来の方式をやめ、国的一般会計から毎年法律により一定額を交付することとした今回の改正は、ただでさえ乏しい国の一般会計をめぐらして国と地方間の激しい財源獲得争いを惹起することになり、地方財政のかなめとも言えうべき地方交付税総額の安定的確保を不可能とするであります。これは、各地方公共団体が中長期的に安定かつ計画的な財政運営をする上で妨げとなりましよう。

また、政府の今回の措置によっては地方交付税の増額は望めず、結局、財源対策債という地方債の発行によって財源不足に対応せざるを得なくなるのは極めて明白であります。これは財政の硬直化、借金財政で悩んでいる各地方公共団体の財政をさらに苦境に陥れることになります。まことにゆゆしき事態と言わざるを得ません。

さらに、地方交付税特別会計における資金運用部からの借入金の地方負担分の償還を六十六年度以降に繰り延べたことは、地方財政に毎年巨額の利子負担を強いることになり、今年度既に明らかになつたように、地方交付税率を実質的に切り下げるにつながります。重大な問題であります。

以上、今回の改正には多くの問題があります。政府は、地方財政の健全化を図るために、その場のぎの対策に終始することなく、地方交付税法第六条の三第二項に基づいて地方税財政制度の改革のため、その場のぎの対策に終始することなく、地方交付税法第六条の三第二項に基づいて地方税財政制度の改革あるいは地方交付税率の見直しといつた抜本的改革を行ふべきことを強く要求し、討論を終わります。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御意見もなけれど、討論は終局したものと認めて御異議ございません。

せんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

志苦裕君から発言を求められておりますので、これを許します。志苦裕君。

○志苦裕君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について善処すべきである。

一、地方交付税の総額の安定的確保を図るため、地方交付税法第六条の三第二項の本来の趣旨に沿い、恒久的な措置を講ずるよう努めること。

二、財源対策債の増発による措置は極力避けることとし、各年度における交付税の総額の特例措置の具体化に当たっては、同措置がやむを得ずとられた暫定的な措置であることにかんがみ、本則の精神に則り財源不足額を十分補てんするよう努めること。

三、交付税特別会計の借入金の利子の地方負担については、その軽減に努めること。

四、源泉分離課税による利子・配当所得に対する地方税の課税など地方税源の強化を図ることもに、地方自治体の事務事業として同化定着しているものに係る補助金等については、

一般財源に振り替え、類似ないし同一目的の補助金については、極力統合メニュー化を進めること。

五、第九次道路整備五か年計画における地方道路整備の促進を図るため、地方、特に市町村の道路目的財源を拡充強化すること。

六、地方財政計画の策定に当たっては、地方自治体の財政需要を的確に把握し、その内容の充実を図ること。

七、地方自治体の職員の増加をもたらすような施策は厳に抑制するとともに、機関委任事務を整理し、職員の配置規制について早急に見直しを行うこと。

八、地方自治体に対する行政指導に当たっては、自治体の自主的計画的な財政運営を損なわないよう留意すること。特に起債の許可制度の運用については、制度本来の趣旨を逸脱することのないよう十分配意すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(大河原太一郎君) ただいま志苦裕君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よ

り、志苦裕君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田川自治大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。田川自治大臣。

○國務大臣(田川誠一君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してま

りたいと存じます。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案の討論に入ります。

本案に対し、御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見がないよう

ですから、これより直ちに採決に入ります。地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よ

り、兩案の審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

なお、兩案の審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。よ

り、兩案の審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

曾根首相の強い要請で、自民党内でこれをどうするかということと、その一つは、やっぱり議員立派で出すべきだ。もう一つは、やっぱり政府提案とすべきだ。こういうことで、何かきのう、あなたと中野四郎自民党選舉制度調査会長とか会談をして、会期末の二十三日までに出すかどうかについて協議をしたと、こういうことが出ておるんで

すが、その中で、「かりにそう決めたとしても、色々と手続きが必要だ。中野会長は自民党内の意見をまとめるのは大変だと言っていた」と、こういいうあなたの談話が出て、そうして「会期内の提出は厳しいとの見通しを明らかにした」と、こういう書き出しなっているんですが、「自民党執行部が党内の意見調整せずに、見切り発車」で提出する方針を固めたと伝えられた点については、「提出するだけということなら、私は承知しない」と、こういうのも、きょう記事になつておるんですが、ここら辺のいきさつを含めてどういうことなのか、大臣の見解もあわせていただきたいと思います。

○國務大臣(田川誠一君) 私も国会でしばしば行なったとおり、議員定数の是正というものは各党、各会派、それから議員の利害関係に非常に密接不可分の関係でござりますので、できるだけ各党、各会派の合意を得てやるべきものと思つています。

本來の要請でござりますけれども、そういう中で自民党で銳意検討しておられるわけでございます。

○國務大臣(田川誠一君) 私も国会でしばしば行なったとおり、議員定数の是正というものは各党、各会派の合意を得てやるべきものと思つています。

本來の要請でござりますけれども、そういう中で自民党で銳意検討しておられるわけでございます。

きのう中野さんにお会いしましたのは、中野さんの方から会いたいということでございましたから、私のところに来られるというから、いや、先輩に来られてもらつては困るので私から中野さん

の部屋へ伺つたわけでござります。中野さんのお話は、おおむね今御指摘になられましたような内容でございまして、なかなか自民党の中をまとめるのは大変だ、これをまとめるることはもう我々にはなかなか手に負えない、やっぱり総理大臣自身が総裁として指導力を發揮してやっていかなければだめだというお話をございまして、私は全く同

感で、同じに党ならもう少しやりますけれども、私は党が違うから、やっぱり他党のことを私とやかく言うわけにいかないので、話は自民党が政府与党としてまとめてから一体提出法案をどういうふうにこれからつくっていくかということを、これは野党との交渉を含めての場合ですけれども、議論をしなければいけないというような大体のお話を申し上げたわけでございまして、これはもう一部分、野党とお話ししているのかどうかわかりませんけれども、とにかくこの定数是正は、具体的な問題としては各党各会派と少なくとも十分意見交換をしてやっていかなければならないと、こういうふうに思つております。

新聞に自民党的四役会議でどうこうという記事が載つておりますけれども、少なくとも私に対してもは会期末までに出すとか出さないとかいうような話は全然ございませんで、この問題について私はそうしたお話をありましたのは自民党的選挙制度調査会の中野さんだけでございまして、もちろん個人的にはいろいろな人と会うたびに話をしますけれども、実際に、正式にございましたのは中野さんだけでございます。私も、新聞にこういうふうに出来ますから、いずれは総理大臣に、一体どの程度の腹でやるうとしておられるのかといふようなことをお聞きしたいとも思つておりますけれども、今の段階では、肝心の与党の内部が全然まだまとまっていく段階ではございませんので、しばらく様子を見ていくべきなのが自分の態度ではないか、こういうふうに思つておられるわけございます。

○佐藤三吉君 これは今お話しのように自民党内がまとまっていないこともあります、各党もそれぞれ案を出して議論をやつてることで、ようから詰められていくんじやないかと思うのですが、大臣は政府提案ということになれば所管大臣ですね。これは政府提出、議員立法と、この点については余りこだわっていなくて、むしろ自民党内がまとまって政府提出となればそれはそれでも結構だと、これはそういうお考えですか。

○國務大臣(田川誠一君) 先ほど申し上げましたように、なるべく各党の合意を得てやった方がいいという考え方ですから、議員提案か政府提案かといふ、一般的にどっちをとつた方がいいかということになれば議員提案でやつた方が好ましいというふうに思つております。そして、今新聞に出ているように自民党がまとまって、はい政府提案でやれと言つたって、これはそり簡単にいかないですね。これは政府提案でやる場合には政府提案らしい案をつくってやっぱりやっていかなければいけぬと思いますし、主管大臣は私でござりますから、それは私の思想が少しは入つていなければ、政府提案としてなかなかそり簡単に、自民党でこまどもつたからすぐ政府提案というわけにはちよつとまいらないと思います。

○佐藤三吉君 いずれにしても違憲状態ですか、憲法違反状態ですから、そう長く議論する時間はないんじゃないかというような感じもしますけれども、わかりました。ひとつ、せいぜいそういう意気込みで頑張つていただきたいと思ひます。

そこで、本題に入りますが、共済法の問題で、今度の法案というものは公務員の二%の賃上げに伴う所要の措置ということに尽くるわけですから、総体的にいろいろ議論してみてもそう問題点はないと思うんです。ただ一つだけ私もがどうしても我慢できぬ問題があるので、これはひとつ皆さんの御意見をいただきながら、できればひとつ同意をいただきたい、そういうふうに思つております。

それは何かといいますと、二%の引き上げに伴つての所要の措置なんですが、この共済法の経緯からいまして、地方公務員関係の法律の趣旨というものは、いろいろ経過ございますけれども、皆さん御存じのとおりに、公務員給与を基準にして設定するという前提は恩給法とのかかわり合いなんですね。そこで、恩給法とのかかわり合いの中で今日まで実施時期その他合わせてきておったの

施、その関連する部分についてということで施行前にについては三月実施、それ以外は四月据え置きと、こういうどう考へても理屈に合わない内容になつておるわけですが、この点について、まずどういう経緯でこうなつたのか。もつと言いますと、なぜこれが同一に三月なら三月ということになりますか、ならないのか。少なくとも賃金を基準とする以上は、現行では一年一ヶ月おくれておるわけですか、うら、早めるという意味でやることについてどうしてできなかつたのか、その辺についてまずお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(中島忠能君) 公務員年金の改善につきましては、私たちもかねがね意を用いておりましても、三月実施と四月実施というふうに分けたわけですから、四月実施に係る分につきましては、それに必要な経費と施設による分につきましては、それが現職公務員の負担に係つてくるというふうに現職公務員の負担に係つてくるといふことになりますし、その現職公務員は、非常に残念なことに、五十七年、五十八年給与改定というものが見送られ、あるいはまた抑制されてきたということでございます。そこで、現職公務員との関係性におきまして四月実施というふうにさせていたただくのが理屈としてはやっぱり合つているんじゅうないだろうかということで、各省との間で相談して、国家公務員共済も私学共済も農林共済もそのようにさせていただいて国会に提出したというところでございます。

なお、官民格差の議論もござりますけれども、厚生年金につきまして四月実施だということになりましたので、そういう観点からいきましても、今回の私たちの御提出申し上げた内容というのがそれほど常識に外れていないというふうに考えますとして、御審議をお願いしておるわけでございま

○政府委員(中島忠能君) 財源率といいますか、そういう面におけるはね返りというのは非常に少ないと思います。十二ヵ月分といいますか、平年度化されたときの新法期間に係る分が財源率で申し上げますと○・八九ぐらいでござりますから、一ヵ月分を繰り上げたということとどれくらいかということになりますと一万分の一・三、計算しますとそれくらいだらうと思います。

先ほども申し上げましたように、そういう金の負担といふことも、非常にこれから年の年金財政を考えると大変でございますけれども、物の考え方として、現職公務員との関係において私たちが判断をしたということでございますので、そういう観点からもひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

○佐藤三吉君 あなたは現職の公務員の負担増になると言つけれども、現職の公務員に何かこう、負担増になつてもよろしいですか、それなら三月にするんですが、いかがですかということで、何かそういう調査が何かやつたんですか、相談したんですか。

○政府委員(中島忠能君) そういう持ちかけ方となると、そういう相談はいたしておりませんけれども、そういう個々の相談ということではございませんで、新法期間に係る分といふのは現職公務員の負担になりますので、物の考え方としては、一ヵ月繰り上げるということは、負担する側から考えますと現職公務員の問題になりますので、そこは考え方としてそういうバランスをとらせていく

ただいたということをございます。こういう内容につきましては、私たちもいろいろあれこれ考えまして、こういう内容にしたわけござりますけれども、関係審議会にもお諮りいたしまして、関係審議会の方からも妥当であるという答申をいただいておりますので、御了解いただきたいというふうに思っております。

ります方が全体の四二%ほどでございます。これが昭和五十七年度末でございます。それから市町村職員共済組合の場合は四八・〇%、それから都市職員共済組合の場合は三六・三%など、こうしたことになります。

○佐藤三吉君 ですから、この数字からいってみても、今受給者の中で言えば、これは本人がやめることになつております。

聞きしたいと思うんですが、なぜかわからぬのですが、五十八年度は附帯決議がついてないんですね。しかし、五十七年度は附帯決議がついておられるわけです。五十七年度の附帯決議が全部決議となり実行できて実現して、そのために五十八年時点はもう附帯決議をつける必要がないと、こういふうになっているのかと思うとどうでもないんですね。この点について、まずどういう状況にならえておるのか。大臣は、附帯決議がつくと、この実現に向けて努力をしますということを必ず委員会では言うんですが、五十七年度の附帯決議が

そこで、私たちの方もそういう問題意識を持ちましていろいろ相談しておるわけでございますが、一つは、こういう共済といいますか、年金制度に対しても公的負担をする場合にできるだけ、富裕などといいますか、そういうグループに対しても公的負担というものをやや抑えぎみといいますか、所得水準の低いグループに対しても公的負担を手厚くするということで、国民年金、厚生年金に対しても公務員の共済年金よりも手厚い公的負担がされておるわけですけれども、そういう議論の中で私たちが聞かされますのは、例えて言いますと、厚生年金が二〇%で公務員年金が一五・八五%などということはその比率から見ますと確かに不合理なんですけれども、今度、受給者一人当たり公的負担はどうなっているんだということになりますと、五十七年度の例で申し上げますと、厚生年金の場合には受給者一人当たり三十六万一千九百円ぐらい、そして地方公務員共済の場合には一人当たりが三十六万二千六百円ぐらいだということ、一人当たりの受給者を換算いたしますと

と、公的負担というのはほぼ均衡がとれているじゃないかというような見方をございまして、附帯決議の御趣旨に沿つてまだ実現しておりませんけれども、先ほど先生がお話しになりましたように、来年度に向けて公的年金制度というものをひとつ検討していくじゃないかという話がございまます。

そして、現在、国会に提案されている法案に即して申し上げますと、公的負担は基礎年金部分に集中していくという考え方がとられているようござりますけれども、そういう考え方に対して

国会でどういう議論があり、どういう結論になるかということを見ながら、私たちも来年、公務員共済のあり方について検討しなければならないと考えておりますので、そのときに、改めて基本的にまた議論させていただきたいというふうに思います。

○佐藤三吾君 その点はわかりました。我々もこ

○説明員(秋本誠文君) 摘指摘のございましたのは、いわゆる通年ルールでもって年金を算定しておる受給者の方の割合という意味ではないかと思いますので、そのような意味でお答えを申し上げます。

地方職員共済組合の場合は、現在の退職年金受給者のうち通年ルールによって年金を算定してお

ありませんからならしをしてもらつて……。恐らく今衆議院でかかるている厚生、国民年金との関連で、当然この問題も、ここは来年度も免れぬわけですから、そういうふうな雰囲気がございましょうから、是正すべきであることだけは強く要求しておきます。

○政府委員(中島忠能君) その問題につきましては、厚生年金が、給付時負担でございますが、「一〇〇%だ、公務員共済の場合は國も地方も一五・八五%だ」ということで差があるじゃないかというとほかねがね指摘されておるところでございまして、いかがでしょうか。そこ辺を含めてひとつお聞きしたいんです。

国会でどういう議論があり、どういう結論になるかということを見ながら、私たちも来年、公務員共済のあり方について検討しなければならないと考えておりますので、そのときに、改めて基本的にまた議論させていただきたいというふうに思いました。

思ふんですかね。

もう一つの問題は、共済をやめた場合に、組合員をやめた場合に二年間ですか、退職者の任意継続制度というのが今あります。これは健保にかかるわる問題だと思ふんですが、短期の部分ですが、この点について附帯決議でも再三、その期間は延長せよということを私どもはこの委員会であります。言うならば、任意継続制度がきちんと委員会で僕らが言つてきただよに延長してきさえすればそういう問題が起らなかつた。ところが、今度はそういうふうに変わってきた。この問題は一体どこに辺まで議論しておるんですか。

○政府委員(中島忠能君) 任意継続制度というの、先生の方がよく御存しかもわかりませんが、昔は一年間ということになつておつたわけですけれども、国会でいろいろ御議論いただきまして、それが現在二年間になつておるわけでござります。そして、当該本人の負担というのも軽減される措置がとられたということで努めてまいつておるわけでございますけれども、九十六国会の附帯決議の後どういうふうに進歩しているかといふ話になりますと、御趣旨の線に沿つてまだ結論が出ていないわけでござりますけれども、今先生がお話をになりましたように、今国会に退職者医療制度というものが提案されておりまして、それとの関連といふものもござりますので、それがどうなるかというのもこれから大きな国会審議上の問題だと思いますけれども、その関係を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

○佐藤三吉君 それは、それを見ながら検討にならるでしょうけれども、各共済、健保の場合に、定年制がしかれて六十になつて、そして退職する。そのころは大体皆体にがたがきてますわね。がたがきておるから、それが今度は国民健保に入ると

そこが大変な負担増になつて、医療費が高くなつたて赤字になる。こういうこともあるから、僕らはやつぱり継続を早く、二年から三年、せめて五年程度まで延ばすべきじゃないかと、こういうことで言つておつたわけですよ。そこがきちっといつておれば、ああいう議論はもうなくなるわけでしょう。だから、僕らが言つたことをあなたたちがちゃんと守りさえすれば、そうなることはなかつたわけだ。それを没つてやつてないで、そして結果的にまた新しい制度につくりかえるというようなら、こういうことを繰り返しておることは僕らは非常に遺憾だと思うんですよ。

ここら辺は、ひとつまじめに附帯決議は、これは大臣、ここで尊重してやりますという姿勢だけじゃなくて、やつぱり意があるからこそ附帯決議を大体皆与野党ともに一致してこれをつくつておるわけですから、まじめにやつぱり検討していく覚では、これはやつぱり立法院軽視というか、そういう感じがするんですけれども、これはひとつめども、あのときにちょっとしょらしい格好をしておけば後は大したことはないと、こういう感覚では、これはやつぱり立法院軽視というか、そういう感じがするんですけれども、大臣に、まずそこだけは確認をおきたいとおもいます。

○國務大臣(田川誠一君) 附帯決議については政府も尊重するということをその都度申し上げておりますが、御指摘のような御批判も随分ございますことは私もよく承知しております。しかし、附帯決議が軽視されるようなことがあっては絶対にならないと思いますし、恐らく、附帯決議をつくつておられた場合には、ある程度政府側も相談を受けておるんじやないかと思うんです。そういう意味から、附帯決議については、改めて十分尊重して、実施ができるように努力をしてまいることを申し上げておきます。

○佐藤三吾君 もう一遍大臣の聲明を信頼しますよ、そういうことです。

そこで、公務員部長になるんですか福利課長となるか、ひとつお聞きしたいと思うのは、ずっと

附帯決議をつけながら、いまだに具体的に実現しない問題が一つあるわけです。それは何かといふと、四番目の既給一時金の控除の問題です。これは一体どういうふうになつてゐるんですか。真剣に検討しておるんですか。どこに問題があるのか、その障壁はどこにあるのか。それとも、そうではなくて、もう次には実現するというのか、どうなんですか。

○政府委員(中島忠能君) これも先生の方がよく御存じでございますので、あれこれ説明することにはよしまずけれども、結局、旧法時代にもらつた既給一時金というものの控除方法というものを改めるというのが一番大きな問題にならうかと思うんですねけれども、その期間というものにつく年金というものは旧法ルールで年金を計算する。そして新法期間の年金につきましては新法で計算してそれを合算するという方法をとつておりますので、旧法期間の年金は旧法ルールで計算しておきながら既給一時金の控除は旧法ルールによらないということにつきましては、役人の頭で申し上げますと、そこがどうもひつかかってなかなか解決できないというものが実態だらうというふうに思いました。

そこで、この問題につきましては、今先生がお話しになりましたように、かねがねの御要請でもございまして、私たちの方も今までと違つた観点から、といいますか、少し役人らしからぬ觀点から物を考えて、何か解決できる道がないだらうかということを、やっぱり考えていかなきゃならないという気がいたしますけれども、今のところそんなに名案というものがございませんけれども、来年年に向けていろいろ年金制度の問題、あれこれ取り出して議論しなければならない機会に来ておりますので、そのときに検討課題の一つとして検討させなければなりませんけれども、来年年に向けていろいろ年金制度の問題、あれこれ取り出して議論しなければならない機会に来ておりますので、そのときに検討課題の一つとして検討させなければなりませんけれども、それまでにおきまして、私たちも何か今までと変わった考え方でいい案ができるというか、いい理論ができるということを考えたいと思います。それまでの間におきまして、私たちも何か今までと変わった考え方でいい案ができるというか、いい理論ができるということを考えたいと思いますけれども、先生方の方もそういうことをお考えいただ

○佐藤三吉君 知恵は要るときに出さなきやましで、何かこういう考え方でひとつこうしていただきますれば、私たちもその線に沿って努力をさせていただければというふうに思います。

私は、無理な話じやないとと思うんですよ。例えば、そのときに一時控除した分に金利を計算するとか、その計算を例えれば新法で計算するといふことともいいでしよう。いずれにしても、そういう該当者の皆さんが大体もう今退職の時期に来ておるわけだ。皆この成り行きを今注目しておるわけですよ、どうなるかということ。それがまたかななり影響が大きいから、やっぱり僕は、今公務員部長は来年度に向けてひとつと、来年度に花が咲くような印象に聞こえたのだけれども、そういうことで一年間これから知恵を出して検討するということなら、もう私はそれで結構だと思うんです。これは単なるアクセサリーで置いておるわけじゃないわけだし、検討してもらいたいと思うし、実現できるようにやっていただきたいと思うんですよ。

先ほどから言つてますように、これはあのときには本人の選択制みたいなものもございましたね。だから、同じ該当者の中でいわゆるその一時金をもらわなかつた者はストレートにいつておるわけです。一時金をもらつた者が今だめだと、こうたつておるわけですから、これはよくあのときに説明すれば、皆さん一時金もらわなかつたと思うんですね。ところが、説明がちょうどわなをかけるみたいに、鳥みたいにわなにかかるかからぬか、というのをあなたたちも上から見ておつて、かかつたやつがだめだと、そういう部類もあるの中にありますよ。だから、そのわなにかかつた連中が今大体退職時期を迎えておるから、これ何とかできぬかということになつておるわけですから、これはひとつぜひ実現をさせてほしいと私は思いますが、今度の恩給法の改正の中でも事實上は、さつき言わなかつたんですけども、軍人恩給が主体で

よ。ですから、あんな無理を平気でやる知恵もあるわけだから、逆に言えば、そうすれば私はできぬことないと思うので、これはひとつ来年は実現できると、こう受けとつていいですね。

○政府委員(中島忠能君) まあ来年花が咲くか咲かないかという話でございますけれども、私たち今のところはそんなに名案もございませんし、自信もございませんけれども、いすれにいたしましても、先ほど御答弁申し上げましたように、努力をさしていただきますということで御了解いただきたいと思います。

○佐藤三吉君 今までのようなら努力じゃなくて、実現に向けて本気で努力すると、こう受け取つて、そういうことにしておきますよ。

次に、もう一つお聞きしたいと思いますのは、これも問題が多いんですね。まずちょっとお聞きしておきたいと思うんですが、学校の教員、警察官、こういう公立共済、警察共済ですね、そういうところですと来た人たちが、例えば市町村の教育長であるとか社会教育主事であるとか消防防災課長であるとかいう恰好で地方公務員共済の方に移転する、こういった現在の該当職員というのは組合員の中でどの程度ござりますか。おおよそ結構です。感じで結構です。

○政府委員(中島忠能君) 私たち、現在の数字といたしましては、非常に大きな問題だということになりますと、詳しい数字は持っておりますが、五十年度の初めごろに調査したものというか、私たちが調査したものじゃございませんけれども、共済組合側で調査したもので申し上げますと、「一番問題になるのが市町村職員共済組合だ」ということで申し上げますと、大体一年間に入ってくる人間といいますか、市町村共済組合側に入ってくる人間が三百二十人前後じゃないか、市町村職員共済組合から外の方に出ていく人間が十人ぐらいじゃないかというような数字を聞かしていただいたことがござりますけれども、そういうところだらうというふうに思います。

○佐藤三吉君 問題は、そのところで起こつてくるのが、御承知のとおりに掛金はずっと校長に

なるまで公立共済で掛金掛けしていく、そうして校長を退職して教育長になって今度は市町村共済に各共済間で協議をしてやるという仕組みにはならないかと。法律の建前からいえば、それは早急に各共済間で協議をしてやることも何とかな移る、そうして一期ないし二期やつてやめる、やめると今度は、給付の方は市町村共済から出していくわけですが、その移転ができるところでも責任を持って最大限の努力をさせていただきますというふうにお答え申し上げます。

○佐藤三吉君 今までのようなら努力じゃなくて、実現に向けて本気で努力すると、ところが二十年間それが実現できないところに二十一年間実現できない問題点があるのか、ここをちょっと聞きたいんですが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 私もかつての議事録を読ませていただきました。そういう御論議がございまして、いろいろ当時の政府委員とか説明員が説明しておりますけれども、一言申し上げますと、非常な事務量と多額な経費を要するということで今日まで見送られておるようございました。

そこで、今先生がお話しになりますように、市町村職員共済組合にとっては非常に大きな問題だといつて、昨年政令を改正いたしまして、その根拠条文といふものをつったところでござります。その根拠条文に従いまして五十九年度中には責任準備金に相当する金額の移管ができるようになります。それで、今回この法律に関係をして私どもも大変な関心を持ついるわけで、これが通りますと来年は共済組合にも同様な改正が行われるという開議決定がされておりますので、その点について最初に、どういうスケジュールで行われようとしておるのか、その点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(中島忠能君) 先生今お話しになりますように、私たちも関係省庁との間で、これは話を進めかねない話でござりますけれども、この問題につきましてはひとつ五十九年度中に実施できるようになります。これはもう最大限努力をさせていただきたいというふうに思います。

○佐藤三吉君 五十九年度中に必ず実現できるんです。もう一遍念を押しておきます。

○政府委員(中島忠能君) 必ずというふうに念を押されると、今の段階で必ずというふうにはな

かなかお答えできにくんですけれども、五十九年度中にそういう措置ができるよう、私たちと

しても責任を持って最大限の努力をさせていただきますというふうにお答え申し上げます。

○佐藤三吉君 これは大臣、率直に言ってもう大臣にならぬかと。法律の建前からいえば、それは早急に各共済間で協議をしてやることも何とかな

べきだ。なぜなのかなと、これはどこでも聞かれる話なんですかねども、これはどう考へても私は不合理だと思います。ですから、今度の場合、三共済が一本になつたとしても公立、警察は別で

ですから、そういうことで、この問題がどこに二十一年間実現できない問題点があるのか、ここをちょっと聞きたいんですが、いかがですか。

○國務大臣(田川誠一君) 公務員部長も真剣に答えたとおりに、ひとつ私も五十九年度中に実現できるようになります。

○中野明君 最初に、年金の一元化の問題でお尋ねをするのですが、年金と医療の問題は、これから老齢化社会を迎えるに当たりましての非常に大事な問題になっております。それで、今回のこの法律に関係をして私どもも大変な関心を持つておりますが、これが通りますと来年は共済

グループにも同様な改正が行われるという開議決定がされておりますので、その点について最初に、どういうスケジュールで行われようとしておるのか、その点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(中島忠能君) 先生今お話しになりますように、地方公務員関係の共済組合につきましては、ことしの四月一日から連合会が発足いたしましたけれども、公立学校と警察はそのときは別になつておるわけですが、これについてはどういうふうにお考えになつておりますか、将来、この一元化の問題に絡んで。

○中野明君 それで、今も話が出ておりましたが、昨年、共済組合の統合があつたわけですが、公立学校と警察はそのときは別になつておるわけですが、これについてはどういうふうにお考えになつております。

○政府委員(中島忠能君) 先生お話しになりますように、、地方公務員関係の共済組合につきましては、ことしの四月一日から連合会が発足いたしましたけれども、公立学校と警察がまだそ

の運営の状況を見ながら、まだ年金制度というのをいろいろ分かれておりますので、それぞれの制度の間の負担と給付の制度間調整というものを図つていくことが次の課題になるだろうというふうに見ております。

○中野明君 それでは、今も話が出ておりましたが、昨年、共済組合の統合があつたわけですが、公立学校と警察はそのときは別になつておるわけですが、これについてはどういうふうにお考えになつております。

○政府委員(中島忠能君) 先生今お話しになりますように、地方公務員関係の共済組合につきましては、ことしの三月の末までは新しい連合会を発足させるためのいろいろな事務の準備で精いっぱいございましたけれども、新年度になりましたして、できるだけ早い機会に警察、文部省の方にお話を申し上げて、連合会の方に加入していただくようになつたと申します。

○政府委員(中島忠能君) 実は、正直なところ申上げますと、ことしの三月の末までは新しい連合会を発足させるためのいろいろな事務の準備で精いっぱいございましたけれども、新年度になりましたして、できるだけ早い機会に警察、文部省の方にお話を申し上げて、連合会の方に加入して

ただくようになつたと申します。

○政府委員(中島忠能君) それをお前提としたとして、それを踏まえまして、給付体系、給付水準というものをひとつ見直していかないかという案じやないかと思いますけれども、その案が成立いたしました

と、それを前提としたとして、それを踏まえまして、給付年金制度を改正していくうじやないかと

いう閣議決定がことしの二月二十四日になされたと、今のところ、まだそれぞれの省庁との関係も

○中野明君 それが、私心配しますのは、もう既にござりますので、自衛省だけで決められる問題でございませんので、いついつまでということを申しあげられないのが非常に残念でございますけれども、できるだけ趣旨に沿つて努力をさせていただきたいと思います。

にこの閣議決定もされ、来年、基礎年金が導入をされてくるということになりますと、そうでもなくとも、官官格差というのですか官民格差というのですか、世上ではそういう言葉をよく言われているわけですね。そういうことを何とかなくするためには努力していかなきゃいかぬに地方共済がまだ一本になつてないということになりますと、いろいろそこから問題が出てくると思うんですが、きょうは私、官官格差とか官民格差とか言われていることについて、局長の守備範囲で結構ですが、どの点がそういうふうに言われる根拠になっているのか、認識をお聞かせいただきたい。
○政府委員(中島忠能君) 官官格差というのは、私たちもそんなによく存じませんけれども、恐らく先生の頭の中にあるだろうというふうに思われるのは公・企・業・体・関・係と公務員・共済との関係かと思いますけれども、それは去年ですか、統合法に基づきまして、一応法律上は整理されたんじやないかというふうに認識しておりますが、問題はやはり官民格差の方の話じゃないかというふうに思います。
ただ、この官民格差の議論というのは、支給額の話とかあるいは支給開始年齢の話とか併給調整の話、いろいろござりますけれども、公務員・共済というのが公的年金制度の一つであるとともに公務員制度の一環としての性格も持っておりますので、そこらも含めながら、そしてまた、そういう格差が出ておる背景というものをよく皆さん方に認識していただきながら、どのようにその問題に対する結論を出していくのが国民的な合意が得られるかということを時間をかけて十分議論していくかなければならない非常に大きな問題だと、来年かなければならぬ非常に大きな問題だと、来年の、年金制度と共済年金制度を改正するといった

ますと、それに向けての一番大きな問題じゃないかというふうに思います。さらに先生の方から、官民格差のこういう点についてというお尋ねがございましたら御説明させていただきたいと思いますけれども、基本的な考え方はそういうことで臨んでいかなきやならないというふうに思います。

○中野明君 今答弁がありましたように、来年は、婦人の年金権の問題で、閣議決定の中でも「婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める」と、このようにあります。そこで、我が国の年金制度における婦人の位置づけというのは、今までどちらかというと従属的な状態であったようになります。そこで、厚生省見えていますか。厚生省まだ来ていませんか。それじゃ、それは後回しにします。

それじゃ、基礎年金ということ、先ほどの国民年金の改正のところで、基礎年金の導入といふことでございますが、国民の皆年金のもとで基礎年金という個人単位で一律に全員に適用される制度ができるということになりますと、それはもう社会保険方式にゆだねるべき制度ではなくして、税方式によって財源を集めるべき性質のものに変わってくるんじゃないかというような意見があるんですが、衆議院でもこういう趣旨の質問がされておるようですねども、この点について、改めて御見解をお聞きしたいんです。

○政府委員(中島忠能君) 非常に難しい問題だと思いますし、年金制度の基本にかかるお尋ねだというふうに認識いたします。国民年金制度を含めまして、我が国の公的年金制度というのが現在はやはり社会保険方式ということで成り立っておりますし、社会保険方式ということで国民の間に定着しているというふうに見てもいいんじゃないかというふうに思います。

ただ、先生がお話しになりますように、特別的な税金を設けて、税方式でという議論ももちろん

ござりますけれども、今の段階で、私たちにそのことについて何か答弁しろという話になりますと、やはり一つは、先ほど申し上げましたように、社会保険方式ということで国民の間に定着しているということが一つと、もう一つは、やっぱりそれだけの税金というものを国民が負担してくださることについて国民的な納得が得られるかどうかということ、さらにはまた、制度の途中から税方式を導入するということになりますと、今まで保険料を負担してきた人間とこれから保険料を負担しなくても税金で年金がもらえる人間との調整の問題もござりますので、非常に大きな問題といふものを基本的に抱えておりますので、現在の段階ではやはり社会保険方式で行かしていただき方がいいんじゃないかというふうに思います。

なお、そういう議論というのがこれからいろいろな方面で議論されるんだと思いますけれども、その議論の成り行きというものも私たちは勉強させていただきたいというふうに思います。

○中野明君 結局、新しい基礎年金という制度が出てくるわけですから、当然それに呼応した議論が私は必要だらうと思いますし、今のお話のように、どっちにしても結局払う方は一つですから、そういう形で議論が進んでいかなければならぬと、私どもこう思っておりますので、いずれまたそういう機会が出てくるでしょうから、議論をしていただきたいと思っております。

それじゃ、厚生省見えましたので、婦人の年金権の問題について一、二お尋ねしておきたいと思います。

御案内のとおりでございますけれども、被用者本人の年金でカバーをしていく、いわゆる世帯単位の方式がとられております。これに対しまして国民年金は、夫妻それぞれ加入をしていただいて、老後にはそれぞれの名義で年金を受けていただくという個人単位の年金になっております。加えまして、サラリーマンの被扶養の妻の場合には、国民年金にも任意加入ができるという大変複雑で、ある意味では非常に手厚い制度になつておりますために、いろいろな問題が生じております。

一つは、任意加入とというものを世帯単位の年金にプラスして認めておりますので、任意加入をされる世帯とされない世帯とでは年金の給付水準に大変大きな差が出てくる、個人の意思によって公的年金の給付水準に非常に大きな差が出てくると、いう問題がございます。

それから、サラリーマンの妻の場合には任意に加入をしていただくことになつておりますので、不幸にして途中で離婚をされるというような場合には無年金になつてしまふ、あるいは障害になられたときに妻独自の年金が出ないといったような問題がございます。

また、婦人の職場進出が大変盛んでございますので、どちらかといいますと現在の被用者年金制度は妻は外に働きに出ないという前提で制度が仕組まれておりますので、そういう面からも今年金制度は、婦人の年金保障という問題に視点を当ててみますと、今申し上げましたような主な点でござりますけれども、解決をすべき大変大きな課題を残しておりますというふうに私どもは認識をいたしております。

○中野明君 今もお話をありましたが、また、離婚の率も最近非常に急速にふえてきているというような報告もなされております。そういう現状から見まして、今後婦人の年金権を確立していく上においてのスケジュールというんですか、それを厚生省の方としてはどのような見通しを持つておられますか。

○説明員(山口剛彦君) 私ども、今国会に年金制度の改革案ということで、厚生年金、国民年金を中心いたしました制度改革案を提出をいたしましたが、その改革の非常に大きなポイントとしまして、今申し上げましたような問題点を抱えておりまます婦人の年金保障の問題を取り上げております。

基本的には、先ほどお話をございましたように、今回、いわば今の統割りになつております基礎年金という考え方を導入をしていきたい。それを分立をしております各制度のいわば一階部分といふことで位置づけまして、その基礎年金には、制度的には新しい国民年金ということございまが、この制度には、今問題であります婦人、特にサラリーマンの被扶養の妻、従来は任意加入でありました方々もすべてこの新しい国民年金には個人単位で加入をしていただく、そして老後に、は、サラリーマンの奥さんも含めまして個人単位の基礎年金を給付がされる、障害になられました場合にも障害基礎年金が支給をされる、そういう構想で現在の年金の制度体系を再編成をしていくうというふうに考えております。

その中で、ただいま申し上げましたように、婦人についても新国民年金に強制的に加入をしていただくということになりますので、今後は制度的には、少なくともその基礎年金の部分については個人主義の年金が確立をされるる無年金になると、いうようなことなくなる、また、任意加入という制度もなくなりますので、世帯としての年金の水準についても合理的な調整がされるるというふうに考えております。

新しく基礎年金に加入をしていただくことになるわけですから、一気にすべての婦人が一人前の基礎年金、月額五万円を考えておりますが、直ちに給付をされるるというような形にはなりませんけれども、今回の基礎年金という考え方で、婦人の年金保障という面につきましても、多少時間はかかる

かかりますけれども、年金保障の充実という意味で大きな前進が図られる、これをベースにして今後ともこの婦人の年金という課題の充実を図つていただきたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。

○中野明君 わかりました。

それじゃ自治省にお尋ねします。

今基礎年金ということを大体お話しになって私どももわかつてくるわけですが、先ほど局長がお答えになりましたように、公務員共済のこの年金方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資する」これが目的というふうになっておりますし、そのようなお話があつたわけですが、このた

めに、一方では懲戒処分者の給付の制限という措置もあるというふうに承知をしております。では、公務員制度の特殊性というのは、六十年の改正に際してどのように反映されるのか、今の基礎年金の上に二階建、三階建とかいうような表現も聞きますけれども、厚生年金が報酬比例

の改正に際してどのようになつてまいりますと、この共済のその考え方ですね、共済はどういうふうにお考えになっているか、そのところを教えていただきたい。

○政府委員(中島忠能君) 今先生がお話しになら

れます共済年金制度の中の公務員制度としての性格、これを具体的にどういうふうにあらわすのかというのが一番難しい問題だらうと思います。私たち、今度の関係法案が国会で成立いたしましたが、そのときの公務員制度のベアがなく据え置かれると、それを踏まえて改正しなければならないと、いうので、現在関係各省の担当責任者と、そして専門家を集めまして、そのところの議論を現在いたしておりますけれども、その議論というものの成果を見ながら、今先生がお話しになります基礎年金の上に上積みする年金のあり方というところにどのようにそれを持っていくのかという議論を詰めていかなければならないということをございます。

○政府委員(中島忠能君) それではもう一点、先ほども佐藤委員も問題にしておられましたが、年金額の改定の実施時期ですね。これが最近は特に変動が激しい

年です。去年は公務員のベアがなく据え置かれたわけですが、ことは、恩給関連は三月の実施、それ以外は四月実施というふうに、結果としてまさに不公平なことになつたわけなんですが、自治省として、あるいは関係省庁もあらんでしょうか、年金改定について一定の時期に行なうというのは、これ常識だと思うんですねが、そういう考え方のものがどうしてこういふことになつてしまつたんだろうかと、この法律が御説明申し上げましたように、負担との関係においてもひとつ御理解いただければというふうに思つたわけです。

○政府委員(中島忠能君) 私も恩給を所管してお

うふうに考えておるんだということこれまで私たち

は一つの結論を持っているわけではございません。これから私たちの詰めなければならぬ一

きたいというのが私どもの基本的な考え方でござります。

○中野明君 大臣、当然これは来年は大きな問題になつて、一元化に当たるわけですが、この地方

公務員共済を預かっている大臣として、公務員の特殊性、これを守る立場から、大臣としての御見解もよろとお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(田川誠一君) 地方公務員の特殊性か

ら見まし、今度の公的年金の一元化につきましては、地方公務員の立場が悪くなるらしいようでは、こうした統合については、できるだけ早い機会に統合ができるよう箇もついておられます。

ますし、また、先ほど来お話がありましたよ

に、連合会がまだ完全にできておりませんけれども、こうした統合については、できるだけ早い機

会に統合ができるよう箇もついておられます。

ますし、また、先ほど来お話がありましたよ

に、連合会がまだ完全にできておりませんけれども、こうした統合については、できるだけ早い機

て何とも感じないんだらうかというような気がするんですが、どういうことでしようか。

○政府委員(中島忠能君) 先ほども御説明申し上げましたけれども、今回の年金改定というものによりまして必要になる経費、特に地方公務員共

組合法が施行された以後の期間に係る年金額の改定に要する経費というものは現職の公務員の負担

に残念ですけれども、見送られた、五十八年度も番重要な問題の一つだというふうに認識しております。

○中野明君 大臣、当然これは来年は大きな問題になつて、一元化に当たるわけですが、この地方

公務員共済を預かっている大臣として、公務員の特殊性、これを守る立場から、大臣としての御見解もよろとお伺いしておきたいわけでござります。

○國務大臣(田川誠一君) 地方公務員の特殊性か

ら見まし、今度の公的年金の一元化につきましては、地方公務員の立場が悪くなるらしいようでは、こうした統合については、できるだけ早い機

会に統合ができるよう箇もついておられます。

ますし、また、先ほど来お話がありましたよ

に、連合会がまだ完全にできておりませんけれども、こうした統合については、できるだけ早い機

会に統合ができるよう箇もついておられます。

りませんし、恩給を三月改定にするということの経過もあるいはまた結論を出すに当たってのなもの存じておりませんんで、ここでひとつ責任のある立場で答弁しろと言われることにつきましては

○中野明君 それはわかりますよ。わかりますけれども、恩給法に準じてやるというようになつてゐるわけですから、それを向こうはどのようになつたのか知らぬ、向こうはどうでもいいんだ、おれんとこは四月なんだということも確かに答弁の一つでしようけれども、なぜ向こうはそのようになつたのか、それに近づく努力をやつぱりされねばいけじゃないかという前提に立ちますと、私は恩給のことはよう知りませんのやと言うんじゃ、ちよつと責任上おかしいんじゃないかという気もするんですね。それが、わからない、向こうはどうでもいいんだ、うちだけのことだと言うんじゃ、この法律にわざわざそんなこと書かぬもいいでしよう。だから、それは承知しておられるが、あなたの立場で答えられないことなんでしょうね。うけれども、非常にこれ問題ですね。こういうことを平氣でされるという、今までこんなことは決らないと思うんですが、こんなことを平氣でやつて辛抱せいと言うのはちよつと私納得できません。その点について非常にこれは問題があると思うつております。どうかその点をひとつ認識をしておいてもらいたい。

先ほども議論がありましたように、附帯決議では、少しでも縮めると、いうように毎年言つているわけでしよう。ですから、それならば縮める方向は努力をするという意味からいつても、恩給法は三月というのはこれは結構なことなんですから、こつちもそれに持つていくと、そういう努力をなさるべきである。それで、議論を聞いておりますと、そんなに個人の負担がべらぼうに上がるわけでもないでしようし、いずれ皆さん退職したら金をお取りになるんでしょうから、ちょっととでもうもとへ戻しておくということは、現在の公務員の人もそんなに反対される理由は私はないと思

うのですね。そういうことをいろいろ考えますと、何かこう恩給が三月になつたということに対して非常に御関心が薄いような気がするんですが、どうでしょうかね。

○政府委員(中島忠能君) 私の説明が不十分だったかもわかりませんが、現在の公務員共済年金というものは、性格的には二つのものを中に持つておるんじゃないかなというふうに思います。一つは、やはり経過的に見まして恩給相当部分というのを持つております。そしてもう一つは、やはり純粹の新しい共済年金法に基づく年金としての性格を持つております。

そこで、現在の公務員共済年金の中で恩給年金に相当する部分につきましては三月から実施させていただく、そして新しい共済年金に相当する部分については四月実施にさせていただくということでございますので、恩給との関連において申し上げますと、そういう意味におきまして、恩給に準するといいますか、額の改定の幅、そして公務員共済年金の中で恩給的な性格を持っているものについては恩給と同じ三月実施にさせていただくということとござりますので、そういうふうに私が御説明申し上げますので、ひとつそういう御理解をいただけないかと思います。

○中野明君 や、額は一緒だ、それはわかりますよ。しかし三月と四月というのは一緒じゃないものですから、何で恩給の方が三月にできたのにこっちをしないのかということを私も不満に思つてはいるわけですが、しかも毎年のように附帯決議がついて、ちょっとでも縮めていけということでしょう。それなら、これ縮めた努力というのは一つもないわけですが、恩給の方は努力しているということです。そういうことを考えますと、これは大臣、一緒にすべきじゃなかつたかと、こう思うのですが、大臣どうですか。

○國務大臣(田川誠一君) この問題は地方公務員共済年金制度だけの問題ではございませんで、恩給その他、公的年金制度に共通する問題でござりますので、今後、関係各省と協議をしながら慎重

○中野明君 何か巷間伝えられているところによりますと、非常に政治的な配慮で圧力があつたとかなかつたとか言われているわけとして、非常にそういう点が、年金行政を預かっておられる担当者として、大臣は所管大臣として、また局長として、こういうことになつたら実際はお困りになるんじゃないかと思うのですね。ですから、やはり整合性を保つて、そして公平の観点ということでおいきますと、これは格差をさらにまた助長する、官官格差をまた助長するようなことにもなりかねないんで、そういうことを私どもはこの法案に対して非常に不満を感じます。

いろいろござりますけれども、以上、私の考えを申し述べて質問を終りますが、将来の課題として検討していただきたい、このように思います。

○神谷信之助君 私は、二つの点を聞きたいんです。

一つは、先ほど同僚議員も質問いたしました既給一時金のことです。それからもう一つは、財源率の問題です。

先ほども話出ましたから、既給一時金の控除問題の方から先にやりたいと思います。

大臣は新しいので、いろいろややこしいんですけれども、具体的には大変なことになつているんです。

若干具体例申し上げますと、これは一昨年の当委員会で、したときに提起した問題ですが、京都府の一時金控除の実態を調べてみると、五十七年の三月三十一日調査で、退職年金の受給者数の七百六十九人に対し一時金を控除されている数が五百五十八人、三三%いるわけです。それで、その控除されている人の内容を具体的に言いますと、例えば明治三十九年生まれで、一年前ですが七十六歳だった人が十二年七月就職して昭和十一年一たんやめて、それから十六年の十一月に再就職して、二十五年の十一月に吏員になつたわけ

です。それから三十八年の七月に退職されます。その人が雇用者から東員になつたときには退職一時金を二十六年三月五日に一万九千八百四十五円もらつた。二万円足らずもらつたんですね、退職一時金。ところが、退職してから一時金がずっと控除されまして、今日まで十八年七カ月間の間に控除された額は二百六十九万七千六十四円になるんですよ。だから、昭和二十六年の三月五日に雇用者から東員になつたために退職一時金を二万円足らずもらつたのが、おとしとし現在まで二百六十九万七千円も控除されているわけです。これはまだずっと続いて、この人が亡くなつても遺族年金からまた控除されるんですよ。だから、遺族年金の権利がなくなるまでずっと年金もらつても、そこからまた控除されるという状況がずっと続くわけです。

これは先ほど公務員部長言いましたように、それはそれなりの理屈があるんですよ。当時のそういう雇用者から東員になるときに制度が違っていますから、それを通算するためにそういう方法をとらざるを得ぬ、計算のルールがそれぞれ違う方法でやっていますからそういう状態が起こっているというのは、それはそれなりの理屈がある。しかし当時は、公務員というのは退職してあとの余命の平均年数というのが十年ないし十五年ぐらいという計算でそれほど大きな矛盾は起らなかつた。ところが今、御承知のように高齢化社会になつてきている。だから、ずっと寿命伸びていますから、引かれるのがずっと期間が長くなつくるし、同時にインフレで、当時二万円といふたら大きな金だけど今だつたら大したことないよう、やつと貨幣価値が変わつていて、どうしたか、新しくはこれから発生しないことになりましたね。それからもう一つは、最低保障額をもつたいる人からは控除しないと、こうなりまし

る程度政治的な決着をつけなきやならぬ、大蔵大臣なり各省に關係あります。農林大臣にも文部大臣にも關係しますから。その辺をひとつ大臣に十分理解してもらつて、この次の法改正には間に合うよう解决をしてもらいたいということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(田川誠一君) この問題は、神谷さん大変御熱心に從来から御論議されているということをお願いします。

○神谷信之助君 次に財源率の問題にいきますが、去年の九十八国会で、長期給付の積立金を三〇%ブルとして財源率一本化のための連合会組織ができました。四月から連合会が発足しているんですけれども、こどしの十一月から一元化されて一律の財源率になるということになるわけですけれども、昨年も私は、個々の単位組合の現在の財源率に比べて今度一本化したら上がるのか下がるのか、どうだと言つていろいろ聞きま�했けれども、その見通しはなかなかはつきりしなかつたんですけれども、現段階はもうこの十二月に改定という状況になつていて。計算を今されているようですねけれども、どの程度引き上げになるといふうに自治省は見ておられますか。

○政府委員(中島忠能君) 現在、先生がおっしゃるとおり、計算をいたしております。五十四年に財源率の再計算をいたしました後の組合員の状況、あるいはまた年金取得者の状況、年金額の状況、そういう資料を集めまして、現在計算しておるわけでござりますけれども、現在の段階で言えることは、一つは、非常に年金受給者というのが急速にこのところあえてきておる成熟化が進んでおるというふうに言われておりますが、そのことと、そしてやはり高齢化が進んでおるというか、余命が長くなつておるということと、そして毎年といいますか、年金改定のたびに積立金が不足しておるというような要素がござりますので、ことし

の十二月の再計算の結果を待たなければなりません

んけれども、数字として申し上げることはまだできませんけれども、相当程度の財源率のアップになります。

○神谷信之助君 ことしの二月の二十八日に公務員部の福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」

という通知を出しておられます、これは五十九年度地財計画上の財源措置になつてあると思うんですが、長期給付の負担金の割合というのは、一般職で都道府県、市町村、それはどうなつてますか。市町村及び都市ですね、同じですが。

○説明員(秋本敏文君) 長期給付の財源率に対し負担金の方の占める比率は五七・九二五でございます。

○神谷信之助君 違うだろう、五七・九というの

は、長期給付の方は千分の七十五・七が地方職員と違うか、都道府県、一般職員。それから市町村の方は千分の七十五・六か……。

○説明員(秋本敏文君) 先ほど申し上げましたのは、財源率に対する負担金の方の比率を申しあげました。で、具体的にその財源率としての

うち負担金として負担するものの数字で申し上げますと、今先生御指摘ございましたように、地方職員共済組合の場合は給料の千分の七十五・七といつたようなことでことしの二月の通知の中の数字はなっております。

○神谷信之助君 だから、先ほどの答弁で、財源率千分の百七十に対するその占める割合で五七・九という数字でしよう。この千分の百七十なんですが、財源率、その推定というかその根拠といふのは、これはどういうことです。

○説明員(秋本敏文君) 先生御指摘ございまして、このところあえてきておる成熟化が進んでおるといいますけれども、現在の段階で言えることは、本来あるべき平准保険料率と申しますのは、これは前回計算いたしましたときは百五十三・五で修正した数値でとりあえず出したというものが百七十でござります。この百七十と申しますのは、本来あるべき平准保険料率と申しますのは、これは前回計算いたしましたときは百五十三・五でございました。ところが、先ほど公務員部長からお話をございましたように、その後の年金額の改定あるいは前回積み残し——十分に保険料を定等を通じて行う必要がある。それを行うのに

先ほど來御指摘ござりますように、ことしの十二月には財源率の再計算をしなければならない。再計算をした後においても、なお地方団体が負担を

することができますよな財源措置をしておく必

要がある。ただ、財源措置をする段階におきましではどの程度の数字になるのかわかりませんの

ですが、長期給付の負担金の割合というのは、一般職で都道府県、市町村、それはどうなつてますか。市町村及び都市ですね、同じですが。

○説明員(秋本敏文君) 長期給付の財源率に対し負担金の方の占める比率は五七・九二五でござります。

○神谷信之助君 違うだろう、五七・九というの

は、長期給付の方は千分の七十五・七が地方職員と違うか、都道府県、一般職員。それから市町村の方は千分の七十五・六か……。

○説明員(秋本敏文君) 先ほど申し上げましたのは、財源率に対する負担金の方の比率を申しあげました。で、具体的にその財源率としての

うち負担金として負担するものの数字で申し上げますと、今先生御指摘ございましたように、地方

職員共済組合の場合は給料の千分の七十五・七といつたようなことでことしの二月の通知の中の数字はなっております。

○神谷信之助君 だから、先ほどの答弁で、財源

率千分の百七十に対するその占める割合で五七・九という数字でしよう。この千分の百七十なんですが、財源率、その推定というかその根拠といふのは、これはどういうことです。

○説明員(秋本敏文君) 先生御指摘ございまして、このところあえてきておる成熟化が進んでおるといいますけれども、現在の段階で言えることは、本来あるべき平准保険料率と申しますのは、これは前回計算いたしましたときは百五十三・五で修正した数値でとりあえず出したというものが百七十でござります。この百七十と申しますのは、本来あるべき平准保険料率と申しますのは、これは前回計算いたしましたときは百五十三・五でございました。ところが、先ほど公務員部長からお話をございましたように、その後の年金額の改定あるいは前回積み残し——十分に保険料を定等を通じて行う必要がある。それを行うのに

実は大幅に上がって、先ほどの五十六年決算をもとにしたところでは二百十に上がるということになります。

で、修正割合を二割掛けまして、八割を実行保険料率として考へるということとで措置をしていると

ころでございます。その結果、国家公務員の場合百六十八という数字になります。この百六十八というものと国家公務員の同様の前回の再計算率の百二十三というこの伸び率を地方共済の財源率に適用されたのではないか。これは從来からも地

方共済の財源率は、結果的に見まして国共済の財源率とはとんど同様の動きをしているということから来ているのではないかと考えております。

○神谷信之助君 そこで、二割の調整比率を掛け百六十八にして、百二十三から百六十八の伸び率を今度は地方共済に掛けてきたと、こういうことなんですが、それで見ますと、例えば財源率の推移ですが、昭和三十九年は千分の百七・五、五年後は百七・五、これは変わらない。四

十九年にあって百十二、五十四年にあって百二十一、四五、それが今度百七と、こうなるわけです。仮定でされども、一応予算上は百七と

う計算をした。五十四年から五十九年べらぼうにふえるんですね。だから成熟度がずっといくといふのはわかるが、こんなに今までの推移からいつても異常な伸びになるといふのは一体どういうことなんですか、説明してください。

○説明員(坂本導聰君) これは国共済あるいは地方共済という共済だけの問題ではなくて、我が公的年金制度全体を通じて成熟化状況が急速でございまして、前の五年間とその後の五年間といふものではなかなかとらえがたい。私どもの国共

も、これは長期給付については地方団体の負担が伴つてしまりますので、それについての財源措置を、地方財政計画に計上あるいは地方交付税の算

た、ことし二月に私どもの方から各県に対して通知をしました財源措置の通知でござりますけれども、これは長期給付については地方団体の負担が伴つてしまりますので、それについての財源措置を、地方財政計画に計上あるいは地方交付税の算定等を通じて行う必要がある。それを行うのに

つて、そういった大きな流れから申しますと、今回地共百七十という程度は当然考えられる数値であると思います。

○神谷信之助君 財源率というのは組合員の給料額が分母で年金の給付に要する費用が分子というふうなことになるわけでしょう。だから、成熟度が高まるということは分子が伸びると、こういうことになるわけですね。同時に、この五年間の特徴は組合員の給料額の上がりが少ないということもあるんじゃないかな。一年間ストップしておりますし、去年二%しか上がっておらぬ。この分子の伸びが少なくて、分子の伸びがまたがつと今までよりもふえている。こういう結果、非常に財源率がこの五年間で伸びざるを得ないという状況になつてゐると言えると思うんだけれども、その点はいかがですか。

○説明員(坂本尊勝君) ただいまの御指摘の給水準、ペアが小幅であれば大きめ財源率が上がるという御指摘でござりますけれども、むしろ結果は逆でございまして、年金額というのは最終一年間の俸給で計算されているわけです。一方、保険料は毎年の給与から出していくわけでございますが、過去に給与のペアがないときの時代の保険料を取つていてるわけでござりますから、したがつてペアが大幅に上がりますと、ペアがまだなかつたときの保険料で将来賠おうとすれば、当然穴は大きくあいてくるという傾向にあるのではないかと思ひます。

○神谷信之助君 ちょっと私は異論がありますが、それを議論していると時間がありませんから先へ進めます。

ただ、今の都道府県の財源率でいくと、現在が千分の百二十四・五、これが仮に百七十一・五一になると、伸びは千分の四十五・五ふえるわけですね。それに対して職員の負担分も現在千分の五十二ですね。だから、これが百七十の負担が四二・〇七五ですか、それでいくと七十一・五一になります。だから、この伸びは千分の十九・五、仮に百七十ということになれば千分の十九・五仲

びるということになります。組合員負担は二%になるんですね。だから、これは二%といったことになるわけでしょう。だから、成熟度が高まるといふことは分子が伸びると、こういうことになるわけですね。同時に、この五年間の特徴は組合員の給料額の上がりが少ないということもあるんじゃないかな。一年間ストップしておりますし、去年二%しか上がっておらぬ。この分子の伸びが少なくて、分子の伸びがまたがつと今までよりもふえている。こういう結果、非常に財源率がこの五年間で伸びざるを得ないという状況になつてゐると言えると思うんだけれども、その点はいかがですか。

○説明員(坂本尊勝君) ただいまの御指摘の給水準、ペアが小幅であれば大きめ財源率が上がるという御指摘でござりますけれども、むしろ結果は逆でございまして、年金額というのは最終一年間の俸給で計算されているわけです。一方、保険料は毎年の給与から出していくわけでございますが、過去に給与のペアがないときの時代の保険料を取つていてるわけでござりますから、したがつてペアが大幅に上がりますと、ペアがまだなかつたときの保険料で将来賠おうとすれば、当然穴は大きくあいてくるという傾向にあるのではないかと思ひます。

○政府委員(中島忠能君) ことしの十二月に再計算しましたらどういう数字になるか、まだ未定ですが、これ好ましいことですか。

○國務大臣(田川誠一君) 人事院の勧告については、これは当然尊重して実施を図つていかなければならぬ問題でござりますし、私ども、地方公共制度の万全を期していかれるよう、今後とも努力をしてまいります。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。

本案の修正について上志裕君から発言を求められておりますので、この際これを許します。志苦君。

○志苦裕君 私は、日本社会党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

○神谷信之助君 いや、あなたもそらなんだよ。

公務員部長もそういうことになるわけだ。

それで大臣、今年度、五十九年度の人事院勧告がどういう内容になるかわかりませんが、こういふ去年は六%余りのやつを抑えて一%にしたけれども、それは結局、共済年金の負担金、長期の分

金分に差をつける合理性がないので、これをいはずれも五十九年三月からとすることのみに絞つて修正を求めることが必要です。

反対理由の第三は、現職公務員の給与抑制と、高齢社会に向かう年金成熟度の上昇とによって、組合員負担は、予算基礎となつた財源率をもとにすれば約二%増になり、給与上昇分は消え去つてしまふことからあります。このことは、人事院勧告完全実施の必要性を示すとともに、公費負担の増額を求めているものと言えます。

反対理由の第四は、従来どおり恩給法の改正に準じた措置としながら、実施時期を恩給法より一ヶ月おくらせてることであります。恩給法に準ずるならば、当然三月一日からの実施とすべきものであります。

以上が政府原案に対する反対の理由であります。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び社会党提出の修正案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、年金額の引き上げを人事院勧告を無視した国家公務員の給与改定率に連動させ、平均わずか二%という極めて低い率にとどめたことがあります。

反対の第二の理由は、実際、平均わずかに二%なんですよ。これは、公務員部長は職員の給与について責任を持つてはいけないけれども、どうですか。この財源率の再計算というのは、与えられました客観的な資料に基づいて計算して出すということが、これまでの年金額の引き上げが見送られた一方、この二年間の物価上昇率が四・三%になつていて、これを考慮すれば、このような今回の引き上げ幅では年金受給者の生活実態を後退させるものと言わざるを得ないのであります。そのため我が党は、せめで五十九年度人事院勧告並みの六・四七%程度の引き上げを行つべきであると主張してきましたが、この趣旨は恩給法の修正案提出において明確に表明してきたところであります。

反対理由の第三は、現職公務員の給与抑制と、高齢社会に向かう年金成熟度の上昇とによって、組合員負担は、予算基礎となつた財源率をもとにすれば約二%増になり、給与上昇分は消え去つてしまふことからあります。このことは、人事院勧告完全実施の必要性を示すとともに、公費負担の増額を求めているものと言えます。

反対理由の第四は、従来どおり恩給法の改正に準じた措置としながら、実施時期を恩給法より一ヶ月おくらせてることであります。恩給法に準ずるならば、当然三月一日からの実施とすべきものであります。

以上が政府原案に対する反対の理由であります。

なお、社会党提出の修正案は、実施時期を一ヶ月早めようとすると、この点については賛成ですが、たゞいま指摘した政府原案の本質的な問題点を根本的に変えるに至つておらず、賛同しか

ねるものであります。

以上で、政府原案並びに社会党修正案に対する反対討論を終わります。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、志苦君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原太一郎君) 少数と認めます。よって、志苦君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

〔参考〕

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案に対する

日」に、「同年四月分」を「同年三月分」に改める。

改正規定のうち第六条の八第一項各号列記以外の部

分中「第四項又は第五項」を「第三項又は第四項」

に「退職年金条例」を「新法の給料年額、退職年金条例」に改め、「第一号に掲げる年金については、

更に、当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつてある新法の給料年額とみなされた額を当該年金に係る新法の給料年額とみなし」を削り、同項第一号及び第二号中

「退職年金条例」を「新法の給料年額、退職年金条例」に改め、同項第三号中「退職年金条例」を

「新法の給料年額、退職年金条例」に改め、「加え

て得た額」の下に「(その加えて得た額のうち新法の給料年額に係るものについては、その額が五百二十八万円を超える場合には、五百二十八万円)」

を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定は」を「前項の規定は」に改め、「前項に

の規定は当該年金で同年三月三十一日において現

に支給されているものについて、それぞれ」を削

り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「沖縄の退職年金等で昭和五十九年」を「沖縄の退職年金等で昭和五十九年」に改め、「、第二項(前項に

おいて準用する場合を含む)」の規定は沖縄の退職

年金等で同年三月三十一日において現に支給され

ているものについて、それぞれ」を削り、同項を

同条第三項とし、同条第五項中「第一項の規定は

を「第一項の規定は」に改め、「、第二項の規定

は当該年金で同年三月三十一日において現に支給

されているものについて、それぞれ」を削り、「退

職年金条例」を「、退職年金条例」に、「退職時

を「又は退職時」に改め、「及び次項」及び「及び

第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第

六項を同条第五項とする。

第一条のうち第十三条の九の次に一条を加える

改正規定のうち第十三条の十第一項中「昭和五十

九年三月三十一日」を「昭和五十九年二月二十九

昭和五十九年六月九日印刷

昭和五十九年六月十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C